

京都自動車
健康保険組合

健・保・通・信

2017年 冬号 No.163

- マイナンバー制度について
- 家族みんなでジェネリック!
- 全身に影響するお口の健康
- 被扶養者の資格の確認



ホームページを
ご覧ください。

京都自動車健康保険組合

検索

今後の予定をお知らせいたします

健康保険の事務でもマイナンバーを使用します

健康保険組合は、マイナンバーを使って事務を行える「個人番号利用事務実施者」と定められています。健康保険の事務では平成29年1月から使用します。

事業所に勤務している方とその被扶養者(家族)の方

事業所(会社)を通じてご提出いただきます。健康保険組合に直接マイナンバーをご提出いただくことはございません。

被扶養者(ご家族)の方も事業所経由で提出して頂きます。

被扶養者のマイナンバーについても被保険者が本人のマイナンバーであることを確認し、事業所(会社)経由で健康保険組合に提出して下さい。

任意継続被保険者とその被扶養者(家族)の方

健康保険組合に直接マイナンバーをご提出いただきます。

提出方法等につきましては、後日お知らせします。

個人番号の通知カードはなくさないように大切に保管しておいてください。



マイナンバー広報キャラクター
マイナちゃん

健康保険組合で利用されるまでのスケジュール

平成29年1月

健康保険の事務で使用開始

- 各種申請書への個人番号を記入して頂きます。

平成29年7月

行政機関等の情報連携を開始

- 健康保険組合から直接関係機関に所得情報、住民票情報を確認が可能になります。

制度の詳細については内閣官房のWEBサイトをご覧ください。

マイナンバー・社会保障・税番号制度

検索

平成29年1月から



健康保険でも使われる マイナンバーの

Q マイナンバーって何？

A 国民1人ひとりに割り当てられる
固有の12ケタの番号です

平成27年10月から個人への通知が始まった、行政事務などで個人を識別するために使用する固有の12ケタの番号です。

一人ひとりに固有の番号が割り当てられ、原則として生涯を通じて同じ番号を使用します。

Q 健康保険で何に使うの？

A 保険料の徴収や被扶養者の
資格確認の事務に使用します

健康保険では保険料の徴収や被扶養者の認定・資格確認などの際に個人を特定し、適切に事務を行うために使います。平成29年1月からの使用開始にあたって、個人番号の登録を平成28年中に行っていただきます。

Q 具体的にどうすれば？

A 会社を通じて個人番号の提示を
お願いします

個人番号が手もとに届いたら、ご本人（被保険者）と家族（被扶養者）の個人番号を、会社を通じて提示していただきます。学生や別居している場合でも被扶養者全員の番号が必要です。平成29年1月以降は各種申請書や被扶養者資格の確認書類などの様式が変更され、個人番号の記載が必要となる予定です。

Q なぜ必要なの？

A より正確な事務、
公平な給付を行うためです

健康保険の給付や被扶養者の認定には、収入などの条件がさだめられているものがあります。マイナンバーで個人を特定することで間違いなく正確に事務を行い、公平な給付が行えるようになります。所得証明の書類の添付を省略できるなど、皆さまのメリットもあります。

個人情報の保護について

マイナンバーは、本人の同意があっても法律で定められた以外に使用、提供することが禁止されている情報にあたります。

健康保険組合では法律やプライバシーポリシーなどを遵守し、適切にマイナンバーの情報を取り扱います。



家族みんなで ジェネリック!

医療費削減に
大きな効果

ジェネリック医薬品は、同じ成分で同等の効果なのに安価なお薬です。
大人も子供も家族みんなで**ジェネリック**を使ってみませんか。

Q
勝手に変更して
大丈夫ですか?

A
変更できる・
できないは
処方せんに
記載されています

POINT 治療上の理由などでジェネリックに変更できない場合もあります。調剤する薬剤師は処方せんで変更できないことが分かります。

Q
効果・安全性に違いは
ありませんか?

A
効果と安全性を
確かめるために、
しっかりと
検査されています

POINT 薬事法に基づいた検査により、新薬と同等の効果があることが確認されなければ、ジェネリック医薬品として製造できません。

Q
どのお薬も
変更できますか?

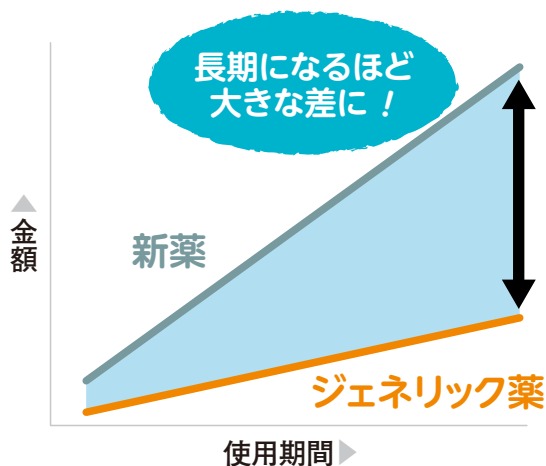
A
在庫がないなど
変更できない
こともあります

POINT 薬局によって対応する在庫がないことがあります。また、特許期間中のため、ジェネリック医薬品がまだ製造されていない場合があります。

ぜひ
ご協力を

ジェネリック普及率を80%以上に

高齢化で医療費が増大する中で、医療費の節約は社会全体で取り組むべき課題です。国は2020年度末までにジェネリック医薬品の普及率を80%以上とする目標を掲げています。医療費節約のために、医療を必要としない健康な体を守ることに加えて、ジェネリック医薬品の積極的な使用にご協力ください。



家計の負担も
大きな違いに

お薬を長期にわたって
使用する場合は、家計
の負担を大きく減らす
ことができます。



ジェネリック医薬品の詳しい情報は…

かんじゃさんの薬箱

検索

<http://www.generic.gr.jp/>



放置すると全身の病気の原因に…

全身に影響するお口の健康

歯周病を口の中だけの病気と思っていませんか。歯周病は歯を失うだけでなく、全身の病気に影響します。全身の健康を守るためにも口の中の健康を保ちましょう。

歯周病菌が歯茎から血管へ！ 全身に広がる病気リスク

歯周病は口の中の歯周病菌が炎症を引き起こして、歯茎などの歯の周囲の組織を破壊することで歯を失う病気です。それでは口の病気の歯周病が全身の病気に影響するのはなぜでしょうか。

歯周病菌は血液中でもしばらく生きることのできる特殊な細菌です。歯周病が進行すると歯茎から歯周病菌が血管の中に侵入し、毒素を出しながら血流に乗って全身に広がります。そうなると体全体で歯周病菌と闘っているような状態になるため、さまざまな病気のリスクが高まり、症状を悪化させる要因となります。

成人の8割に歯周病が… 歯周病予防が人生を守る

歯周病が影響する病気には、動脈硬化による血管の病気、糖尿病、心臓病、骨粗しょう症、がんなど、さまざまなものがあります。その多くは長期的な治療が必要となる生活習慣病です。命に関わる病気もあり、悪化すると自由に活動できなくなったり、好きなものを食べられなくなったり、日常生活に制限を受けてしまいます。

歯周病は成人の8割がかかっているとされ、むし歯と並び歯を失う代表的な病気です。歯を守るためだけでなく、あなたの人生を守るためにも歯周病予防は重要です。予防のためにしっかり毎日の歯磨きを行ってください。

さらに3ヵ月から6ヵ月に1回程度は、歯科医による歯茎のチェックと歯石の除去を受けましょう。



全身に広がる歯周病の影響



狭心症・心筋梗塞

心臓の血管に歯周病菌が付着し、その影響で血管が詰まりやすくなる。心臓発作による急死のリスクも増大。



骨粗しょう症

歯周病菌の影響で骨の細胞が破壊されやすくなり、骨粗しょう症になりやすくなる。

そのほかにも…

●肥満

歯周病菌の出す毒素の働きで肝臓に脂肪がたまりやすくなるなど、太りやすくなる。

●早産・低体重児出産

陣痛を早める物質が血液中に増加することで、早産の原因になる。

●がん

歯周病による慢性的な炎症で免疫力が低下し、がんを発症しやすくなる。



脳卒中・認知症

歯周病菌の影響で血管内に血の塊ができやすくなり、脳卒中の原因になる。脳卒中が繰り返されると脳の機能低下で認知症に。



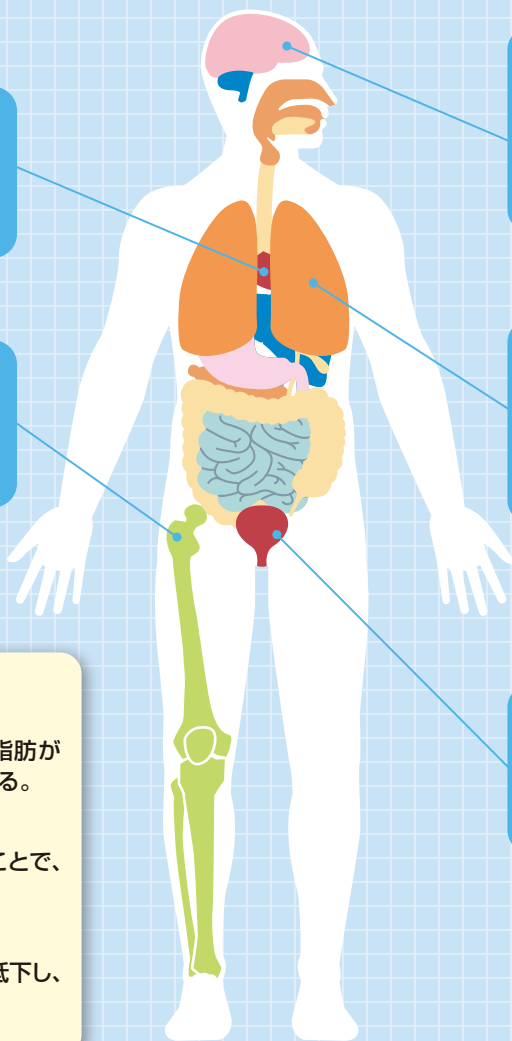
肺炎

口の中の歯周病菌が肺に入り込むことで、肺炎になりやすくなる。免疫力の低い高齢者は特に注意が必要。



糖尿病

インスリンの働きを妨げる物質が放出され、血糖値が下がりにくくなり、糖尿病が悪化する。



～タバコは歯周病菌の強い味方～

歯を守るために禁煙を

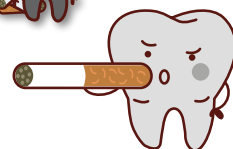
タバコの煙が最初に通る口は、煙の悪影響を最も受けやすい器官の一つです。タバコのヤニが歯につくと見た目に美しくないだけでなく、プラーク（歯垢）が落ちにくくなり、歯周病やむし歯が悪化しやすくなります。また、ニコチンなどの影響で歯茎の免疫力が低下し、歯茎が破壊されやすくなります。タバコを吸う人と吸わない人を比べると、10年間に**失われる歯の数が約3倍も多い**という報告もあります。

「健康への悪影響はわかるけど、禁煙は難しい…」という人は、医師に相談して禁煙治療を受けてみてはいかがでしょうか。条件を満たせば健康保険が使えます。



タバコを吸い続けていると…

こんなことになっちゃうかも



被扶養者の資格の確認をお願いします!

平成28年10月の制度改正により、現在みなさんの被扶養者となっている方の資格がなくなったり、新たに被扶養者の資格を満たしたりする場合があります。

被扶養者の資格に変更がある場合は、すみやかに健康保険組合まで届出をお願いします。



例	事業所を経由して、健康保険組合まで届け出てください
被扶養者である妻または夫が、別の健康保険組合等の被保険者になり被扶養者資格を喪失するとき	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">届出に必要なもの</div> <ul style="list-style-type: none"> ●健康保険被扶養者(異動)届 ●変更がある方の被保険者証

平成28年10月から下記の制度改正が行われました

①短時間労働者の社会保険の適用範囲が拡大されました

平成28年10月以降は、一定以上の事業所において、下記の要件を満たすパートタイマー等の短時間労働者についても、健康保険や厚生年金など社会保険へ加入することになりました。

これまでの適用範囲	平成28年10月からの適用範囲
労働時間・日数が 正社員のおおむね 4分の3(週30時間) 以上	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>従業員数501人以上の事業所に雇用され、右記①～④の要件をすべて満たす人は健康保険等の社会保険が適用されます。</p> </div> <div style="width: 45%;"> <ul style="list-style-type: none"> ①1週間の所定労働時間が20時間以上 ②月額賃金が88,000円(年収106万円)以上(時間外手当、通勤手当等除く) ③雇用期間が継続して1年以上見込まれる ④学生でない(休学中の方等を除く) </div> </div>

(注)被扶養者の方の社会保険の適用に関しては、被扶養者がお勤めの事業所へご確認ください。

②被扶養者(兄姉)の認定要件が緩和されました

被保険者の兄姉の被扶養者認定要件について、これまでは生計維持関係に加えて「同一世帯に属すること」が要件になっていましたが、平成28年10月以降は「同一世帯に属すること」の要件が撤廃されました。

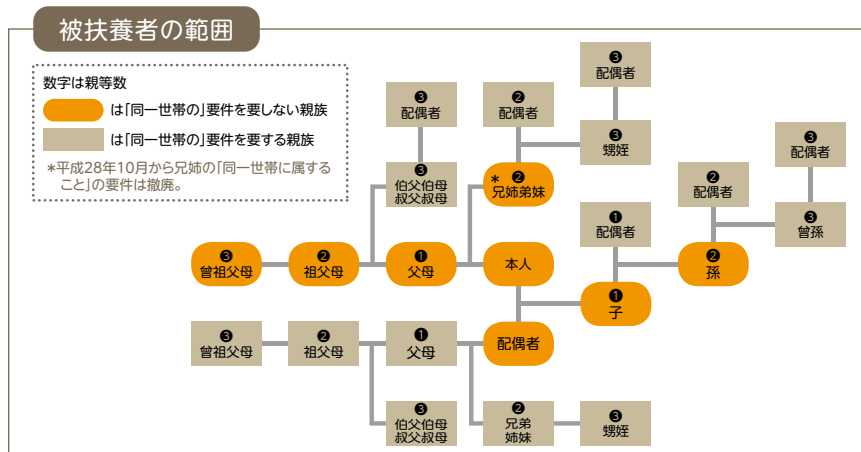
その他健康保険の被扶養者に認定されるのはこんな人

1 被保険者の三親等以内であること

被保険者の三親等以内の親族が被扶養者の範囲となります。また、被保険者の直系尊属、配偶者*、子、孫、兄姉、弟妹以外の親族に関しては、同一世帯に属していることも要件となります。

ただし、後期高齢者医療制度の被保険者となる75歳以上の方等は、被扶養者にはなりません。

*届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。



2 主として被保険者の収入により生計を維持されていること

被保険者の収入により生計を維持されているかどうかは、以下の基準等によって健康保険組合により判断されます。

● 被保険者と同一世帯に属している場合 ●

下記の①②両方に該当することが必要です。

①認定対象者の年間収入が130万円未満(認定対象者が60歳以上、または、障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害がある方の場合は180万円未満)であること。

②被保険者の年間収入の2分の1未満であること。

ただし、②を満たさない場合でも、①を満たしかつ被保険者の収入を上回らないときは、被扶養者に該当する場合があります。

● 被保険者と同一世帯に属していない場合 ●

認定対象者の年間収入が130万円未満(認定対象者が60歳以上、または、障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害がある方は180万円未満)であって、かつ、被保険者からの援助による収入額より少ないこと。

その他詳しい認定基準については、各健康保険組合により異なりますのでご加入の健康保険組合にご確認ください。

ご注意ください!

被扶養者の資格がない間に、保険証を使って医療機関などを受診した場合、健康保険組合が負担した医療費の一部(負担割合が3割の方であれば、その残りの7割)や給付金を返納していただくことになりますので、ご注意ください。



算定基礎届により 9月から保険料の変わる人があります

健康保険の保険料や給付金はみなさまの給料によって、一人一人に決められた標準報酬月額(等級表に当てはめた仮の報酬月額のこと)をもとに計算します。しかし、みなさまが受ける給料は毎月異なり、昨年と比べると大きな差が生じることがあります。

そこで健康保険、厚生年金保険ではみなさまの実際の給料と標準報酬月額とに大きな差が出ないように毎年1回、4月・5月・6月に支給された3ヶ月の給料の平均額を等級表にあてはめて標準報酬月額を決めなおします。これを定時決定といっています。

この定時決定により新しく決定された標準報酬月額は、原則としてその年の9月1日から翌年の8月31日までの保険料や給付金の計算の基礎となります。

この新しく決定された標準報酬月額により9月分の保険料から変わった人があります。